

さっぽろ圏奨学金返還支援補助金交付要綱

(目的)

第1条 札幌市は、さっぽろ連携中枢都市圏ビジョン掲載事業として、札幌市、小樽市、岩見沢市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村、南幌町及び長沼町（以下「圏域」という。）の産業を担う人材を確保し、及びその人材の圏域への定着を促進するため、圏域内の中小企業等の事業所に勤務し、奨学金を返還する者に対して、予算の範囲内において当該奨学金の返還を支援する補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、札幌市補助金等の事務取扱に関する規程（昭和36年6月29日訓令第24号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、それぞれ次の各号に定めるとおりとする。

(1) 大学等

学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学、短期大学、大学院、高等専門学校、専修学校（専門課程を置くものに限る。）その他これらに準ずる教育施設（以下「大学等」という。）として市長が認めるものをいう。

(2) 大学生等

大学等に在籍する者をいう。

(3) 奨学金

独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94号）第14条第1項に規定する学資貸与金その他地方公共団体等が大学生等に対して学資として貸与する資金で市長が認めるものをいう。

(4) 中小企業等

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げる者その他市長が認める者で圏域内に事業所を有するものをいう。

(交付対象者の認定)

第3条 補助金の交付を受けようとする者は、市長が別に定める日までに、次の各号に掲げる要件を満たすことについて、市長の認定を受けなければならない。

(1) 以下のいずれかに該当すること。

ア 大学生等で当該募集年度に卒業見込みであること。

イ 当該募集年度が、大学等を卒業した年度から三年度を経過しておらず、かつ、認定を受けようとする時点において道外に住所を有している者であること

(2) 期間の定めがない労働契約に基づき、事業所（北海道内に所在するものに限る。）において勤務していないこと。

(3) 第6条第1項の規定による認定を受けた中小企業等（以下「認定中小企業等」という。）と期間の定めがない労働契約を締結し、当該認定中小企業等の事業所（圏域内に所在するものに限る。）において勤務する予定であること。

(4) 奨学金を返還し、又は返還する予定であること。

- (5) 補助金の交付を受けようとする期間において、類似の助成を受けていないこと。
- 2 前項の認定を受けようとする者は、さっぽろ圏奨学金返還支援補助金交付対象者認定申請書（様式1）に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。
- (1) 認定中小企業等に勤務する予定であることが確認できる書類
 - (2) 奨学金の借入総額、残額が確認できる書類
 - (3) その他市長が必要と認める書類
- 3 市長は、前項の規定により交付対象者認定申請書が提出された場合において当該申請書を提出した者が第1項各号に掲げる要件を満たすと認めるときは、選考により交付対象者を認定し、その旨をさっぽろ圏奨学金返還支援補助金交付対象者認定通知書（様式2）により通知するものとする。なお、同項各号の要件を満たすことが認められないとき又は選考により交付対象とならないときは、その旨を「さっぽろ圏奨学金返還支援補助金交付対象者の認定について」（様式2の2）により通知するものとする。

（交付対象者の届出）

- 第4条 前条第1項の認定を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに、その旨を市長に届け出なければならない。
- (1) 認定を辞退しようとするとき。
 - (2) 認定中小企業等を退職したとき。
 - (3) 大学生等が留年、休学、退学をしたとき。
 - (4) 返還免除等により奨学金の借入総額又は残額が減少したとき。
 - (5) 住所又は氏名の変更があったとき。
- 2 前項の規定による届出をしようとする者は、さっぽろ圏奨学金返還支援補助金認定交付対象者届出書（様式3）に市長が必要と認める書類を添付して市長に提出しなければならない。

（交付対象者の認定の取消し）

- 第5条 市長は、第3条第1項の認定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、同条第1項の認定を取り消し、その旨を「さっぽろ圏奨学金返還支援補助金交付対象者の認定取消しについて」（様式4）により通知するものとする。
- (1) 前条第1項第1号から第4号までに掲げるとき。
 - (2) 奨学金の全部の返還が免除されたとき。
 - (3) その他市長が必要と認めるとき。

（中小企業等の認定）

- 第6条 中小企業等は、次の各号に掲げる要件を満たし、市長の認定を受けなければならない。
- (1) 本市に対して補助金の費用に充てるための寄附（市長が定める額に限る。）をする予定であること。ただし、市長が認めた社会福祉法人その他法令上寄附が制限されている法人を除く。
 - (2) 奨学金を返還し、又は返還する予定である大学生等を勤務させる事業所（圏域内に

所在するものに限る。)を有すること。

- (3) 労働基準法、職業安定法その他労働関係法令をはじめとした法令に違反していないこと。
- 2 前項の認定を受けようとする中小企業等は、さっぽろ圏奨学金返還支援事業認定企業申請書(様式5)にて申請しなければならない。
- 3 市長は、前項の規定により申請があった場合において当該申請をした中小企業等が第1項各号に掲げる要件を満たすと認めるときは、同項の認定のうえ、さっぽろ圏奨学金返還支援事業認定企業通知書(様式6)により通知するものとする。

(中小企業等の届出)

第7条 認定中小企業等が次の各号に掲げる要件に該当したときは、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 前条第1項第2号の事務所を閉鎖したとき。
 - (2) 前条第1項第2号の事務所を圏域外へ移転したとき。
 - (3) 採用を見合わせる時。
 - (4) 中小企業の要件に該当しなくなったとき。
- 2 前項の規定による届出をしようとする認定中小企業等は、さっぽろ圏奨学金返還支援補助金認定中小企業届出書(様式7)に市長が必要と認める書類を添付して市長に提出しなければならない。

(中小企業の認定の取消し)

第8条 市長は、認定中小企業等が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その認定を取り消し、その旨を「さっぽろ圏奨学金返還支援事業認定企業の認定取消しについて」(様式8)により通知するものとする。

- (1) 第6条第1項各号に掲げる要件を満たさなくなったとき
- (2) その他市長が必要と認めるとき

(補助金の交付要件)

第9条 補助金は、次の各号に掲げる要件を満たす者に対し、交付することができる。

- (1) 認定中小企業等に勤務する前に第3条第1項の規定による認定を受けていること。
- (2) 認定中小企業等と期間の定めがない労働契約を締結し、補助金交付申請時点において当該認定中小企業等の事業所(圏域内に所在するものに限る。)に1年以上勤務していること
- (3) 第13条の規定による補助金の交付決定及び額の確定をするまで、勤務する中小企業等の認定が継続していること。
- (4) 圏域内に居住すること。ただし、市長が認める場合は、この限りではない。
- (5) 次のいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。次号において「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(次号において「暴力団員」という。)であること

イ 暴対法第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係にあると認められること。

ウ 市税（個人の市民税（地方税法第319条第1項の規定により普通徴収の方法によって徴収されるものに限る。）、固定資産税、軽自動車税及び都市計画税をいう。）を滞納していること。

（補助金の交付期間）

第10条 市長は、第13条の規定による交付決定を受けた者に対して、当該交付決定を受けた者が最初に補助金を受けた日から3年間に限り、補助金を交付することができる。

（補助金の額等）

第11条 補助金は、当該者の借り入れた当該年度の奨学金の返済額を限度として、交付することができる。ただし、年額180,000円、総額540,000円を超えることはできない。

（補助金交付の申請及び実績報告）

第12条 第3条第1項の認定を受けた者は、市長が別に定める期間に、さっぽろ圏奨学金返還支援補助金交付申請兼請求書（様式9）に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出し、補助金の交付の申請をしなければならない。

(1) 大学等の卒業を証する書類（初回申請時のみ。すでに提出している場合は不要。）

(2) 在職証明書（様式10）

(3) 住民票（発行後3月を経過しないものに限る。）又は身分証明書（免許証等）及び公共料金領収書（電気、水道等）の写し

(4) 奨学金の返還状況を証する書類

(5) その他市長が必要と認める書類

（補助金交付の決定及び額の確定）

第13条 市長は、前条の申請があった場合において、当該申請に係る書類等の審査及び調査等により、当該申請をした者が第9条各号の要件を満たすと認めるときは、補助金の交付決定及び額を確定し、その旨をさっぽろ圏奨学金返還支援補助金交付決定金額通知書（様式11）により行うものとする。

（補助金の交付）

第14条 市長は、前条の規定により補助金の額を確定した後に補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第15条 市長は、第13条の規定による補助金の交付決定を受けた者が虚偽その他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたと認めるときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助金の返還)

第 16 条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取り消した部分に関し、既に補助金を交付しているときは、その返還を求めることができる。

(委任)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、経済観光局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 2 年（2020 年）4 月 1 日から施行する。

さっぽろ圏奨学金返還支援 補助金交付対象者 認定申請書

さっぽろ圏奨学金返還支援事業について、次のとおり申請します。

【申請者情報】

ふりがな		出身地	
氏名	印		
現住所	〒		
生年月日		性別	
電話番号			
メールアドレス			

【修学先】 ※既卒者は奨学金貸与を受けていた修学先について記載

学校名			
学部・学科		学年	年
卒業(見込) 年月	年 月	<input type="checkbox"/> 卒業見込 <input type="checkbox"/> 卒業	

【借入奨学金】

奨学金①	名称			
	区分	<input type="checkbox"/> 無利子 <input type="checkbox"/> 有利子		
	借入金額	円/月	借入総額	円
奨学金②	名称			
	区分	<input type="checkbox"/> 無利子 <input type="checkbox"/> 有利子		
	借入金額	円/月	借入総額	円
奨学金③	名称			
	区分	<input type="checkbox"/> 無利子 <input type="checkbox"/> 有利子		
	借入金額	円/月	借入総額	円

【内定先または採用試験を受ける認定企業】

企業名				
内定等の状況	<input type="checkbox"/> 内定	<input type="checkbox"/> 内々定	<input type="checkbox"/> 選考中	<input type="checkbox"/> その他 ()
就職予定職種				

下記の項目に該当することに間違いなければ、☑を記載してください。

- 応募多数の場合は、選考により交付候補者を決定することに了承いたします。
- 本申請内容について、不明点がある場合は札幌市から認定企業に連絡することを了承いたします。
- 札幌市からのアンケート調査に協力いたします。

【下記の書類を添付してください】

- ・ 認定中小企業に勤務する予定であることが確認できる書類
- ・ 奨学金の借入総額が確認できる書類

札幌第 号
年 月 日

〇〇 〇〇 様

札幌市長 秋元 克広

さっぽろ圏奨学金返還支援補助金交付対象者認定通知書

さっぽろ圏奨学金返還支援補助金交付要綱の規定に基づき、交付対象者として認定しましたので通知いたします。

なお、交付申請については●年10月1日以降より受付を開始いたします。

交付対象者については、さっぽろ圏奨学金返還支援補助金交付要綱の第4条のとおり、生活環境等の変更があった際には届出が必要となりますので、ご確認いただきますようお願いいたします。

(備考)

さっぽろ圏奨学金返還支援補助金交付要綱抜粋

第4条 前条第1項の認定を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに、その旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 認定を辞退しようとするとき。
- (2) 認定中小企業等を退職したとき。
- (3) 大学生等が留年、休学、退学をしたとき。
- (4) 返還免除等により奨学金の借入総額又は残額が減少したとき。
- (5) 住所又は氏名の変更があったとき。

2 前項の規定による届出をしようとする者は、さっぽろ圏奨学金返還支援補助金認定交付対象者届出書(様式3)に市長が必要と認める書類を添付して市長に提出しなければならない。

札幌第 号
年 月 日

〇〇 〇〇 様

札幌市長 秋元 克広

さっぽろ圏奨学金返還支援補助金交付対象者の認定について

さっぽろ圏奨学金返還支援補助金交付要綱の規定に基づき、交付対象者として認定しないことといたしましたので通知いたします。

(理由)

年 月 日

(あて先)
札幌市長

住所

氏名

印

さっぽろ圏奨学金返還支援補助金認定交付対象者届出書

さっぽろ圏奨学金返還支援補助金交付要綱第4条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

- 1 認定を辞退した。
- 2 対象企業を退職した。
- 3 大学等を留年・休学・退学したこと。
- 4 返還免除等により返還すべき奨学金が減少した。
→ 免除等が確認できる書類を添付
- 5 住所又は氏名の変更があった。
→ 住民票の写し、または身分証明書(免許証等)と公共料金領収書(電気、水道等)の写しを添付
- 6 その他 []

※ 該当番号に○を記載ください。

(様式4)

札幌第 号
年 月 日

〇〇 〇〇 様

札幌市長 秋元 克広

さっぽろ圏奨学金返還支援補助金交付対象者の認定取消しについて

〇年〇月〇日付け札幌第〇号で通知いたしました認定について、さっぽろ圏奨学金返還支援補助金交付要綱第5条に該当すると認められたため、交付対象者の認定を取り消したので通知いたします。

さっぽろ圏奨学金返還支援事業 認定企業申請書

奨学金返還支援を行う企業として、次のとおり申請します。

※本申請書は2020年度～2022年度まで使用します。

【企業情報】

ふりがな					
社名					
ふりがな					
代表者名	(役職)				
本社住所	〒				
資本金	円	従業員数	名	創業設立	年
業種	A 農業、林業				
業務概要					
会社HP					
採用HP					
該当条件の確認	株式会社、合名会社、合資会社、合同会社及び有限会社並びに個人の皆様				
	中小企業基本法の定義に基づき、業種等について、下記に該当するものにチェック☑をしてください。以下に該当しない場合、中小企業とはみなされないため、本事業への申込みはいただけません。				
	主たる事業		下記のいずれかを満たすこと		
			資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員数	
	<input type="checkbox"/>	①製造業、建設業、運輸業、その他業種(②～④を除く)	3億円以下	300人以下	
	<input type="checkbox"/>	②卸売業	1億円以下	100人以下	
	<input type="checkbox"/>	③サービス業	5千万円以下	100人以下	
<input type="checkbox"/>	④小売業	5千万円以下	50人以下		
その他法人(社会福祉法人、学校法人等)の皆様 ※下記にチェック☑をしてください。					
<input type="checkbox"/>	保育士、保育教諭、幼稚園教諭(札幌市一時預かり事業実施)のみを対象				

【採用を予定している事業所について】

住所 (本社と同じ場合は 同上と記載)	〒				
採用予定の 職種・人数	職種				
	人数				

【本申請のお問い合わせ先】

担当部署		担当者名	
電話番号		FAX	
電子メール			

下記の項目に該当することに間違いなければ、☑を記載してください。

- 宗教活動や政治活動を主たる目的としていません。
- 暴力団対策法に掲げる暴力団またはそれらの利益となる活動を行いません。
また、役員並びに使用人は暴力団対策法に掲げる暴力団員ではありません。
- 法人市民税等の法人住民税並びに消費税及び地方消費税を滞納していません。
- 労働基準法、職業安定法、その他労働関係法令をはじめとした法令に違反していません。
- 市HPなどで、本事業の認定企業であることを公表しても構いません。
- 札幌市からのアンケート調査に協力いたします。
- 本事業を活用し採用に至った場合、支援額の半額（企業負担分）の寄附を行います。（社会福祉法人、その他法令上任意の寄附が制限されている法人等を除く。）
- 定員を超える応募があった際、採用予定の奨学金返還支援対象者（学生等）が選考から漏れる場合があることを了承いたします。
- 奨学金返還支援 補助金交付対象者（学生等）からの認定申請書類の提出や不備があった際の修正に協力いたします。
- 次年度以降、本事業の認定を希望しない場合は札幌市に連絡いたします。
- さっぽろ圏奨学金返還支援補助金交付要綱に基づき、本事業の実施に協力いたします。
また、本申請内容に変更がある場合（中小企業の定義に該当しなくなった、事業所を閉鎖した等）は速やかに札幌市に書類を提出いたします。

札幌第 号
年 月 日

(申請者) 様

札幌市長 秋元 克広

さっぽろ圏奨学金返還支援事業認定企業通知書

標記事業にご申請いただきました件につきまして、対象企業と認定いたしましたので通知いたします。

なお、さっぽろ圏奨学金返還支援補助金交付要綱第7条に基づき、以下の事項が生じた際には、速やかに本市へご連絡をいただきますよう、お願いいたします。

【認定企業が本市へ届出を必要とする場合】

- 1 事業所の閉鎖
- 2 事業所のさっぽろ圏域外への移転
- 3 採用の見合わせ
- 4 中小企業の要件（資本金や常時使用する従業員数）から非該当

年 月 日

(あて先)
札幌市長

所在地

名称

代表者名

印

さっぽろ圏奨学金返還支援補助金認定中小企業届出書

さっぽろ圏奨学金返還支援補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり届け出ます。

- 1 事業所の閉鎖
- 2 事業所の圏域外への移転
- 3 採用見合わせ
- 4 中小企業の要件（資本金や従業員数）に非該当

※ 該当番号に○を記載ください。

(様式8)

札幌第 号
年 月 日

〇〇 〇〇 様

札幌市長 秋元 克広

さっぽろ圏奨学金返還支援事業認定企業の認定取消しについて

さっぽろ圏奨学金返還支援補助金交付要綱第6条第1項の要件を満たさなくなったため、さっぽろ圏奨学金返還支援事業認定企業の認定を取り消したので通知いたします。

年 月 日

(あて先) 札幌市長

住所
氏名

印

さっぽろ圏奨学金返還支援補助金交付申請兼請求書

さっぽろ圏奨学金返還支援補助金の交付を受けたいので、札幌市奨学金返還支援補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 交付申請額 金 _____ 円

2 借入奨学金

奨学金名称	
区分	<input type="checkbox"/> 無利子 <input type="checkbox"/> 有利子
返還開始月	年 月
返済月額	円
返済額合計	円(返還開始月から 年 月まで)
就業期間	

3 勤務先

別添、様式10「在職証明書」のとおり

4 振込先 ※口座名義人は申請者本人の名義に限ります。

金融機関										本店 支店
口座種別	普通	口座番号								
フリガナ										
口座名義人										

5 誓約事項 ※チェックを入れてください。

- 暴力団対策法に掲げる暴力団員との関係を有していません。
- 市税の滞納はありません。
- 申請内容について、札幌市から勤務先へ確認をして構いません。
- 他の機関等から奨学金返還について、支援を受けておりません。
- 勤務先企業から、支援額の半額の寄付が交付要件であることを承知しています。

6 添付書類

- (1) 大学等の卒業を証する書類（初回申請時のみ。なお、すでに提出している場合は不要）
- (2) 在職証明書（様式第 10 号）
- (3) 住民票の写し（発行後 3 月を経過しないもの）、または身分証明書（免許証等）と公共料金領収書（電気、水道等）の写し
- (4) 対象期間における奨学金の返還を証する書類の写し（証明書や通帳写し）
※ 日本学生支援機構の場合「奨学金返還証明書」

在職証明書

氏名		
住所		
生年月日	年	月 日
勤務している 事業所	名称	
	所在地	
	電話番号	
就業年月日	年	月 日
雇用形態		
職種		
職務内容		

上記の者は、 年 月 日現在、当社に在職していることを証明します。

年 月 日

所在地 _____

企業名 _____

代表者 _____ (印)

札幌第 号
年 月 日

〇〇 〇〇 様

札幌市長 秋元 克広

さっぽろ圏奨学金返還支援補助金交付決定金額通知書

さっぽろ圏奨学金返還支援補助金交付要綱の規定に基づき、下記のとおり交付決定および金額が確定しましたので通知いたします。

記

交付決定額（確定額）： 円